

静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本方針概要

現 状

国の動向

- 「教育機会確保法」の施行(H28.12) → 義務教育段階の学び直しの機会を保障
 - 法律に基づく基本指針の策定(H29.3)等 → 夜間中学の設置促進等
- ・全都道府県及び指定都市に少なくとも一つの夜間中学を設置するよう要請
 ・多様な生徒に対応するため、夜間中学の教育活動を充実

静岡県の状況

○県内の潜在的ニーズ

義務教育未修了者	中学校不登校生徒	中学校で日本語指導の必要な生徒	在留外国人
2,509人(H22)	4,321人(R2)	1,015人(R2)	99,629人(R2)

○県内夜間中学入学希望者（県夜間中学ニーズ調査） 90人(R2)

○県内に夜間中学は未設置（全国では、12都府県に36校設置(R3.11)）

課 題

- 義務教育段階の学びの場の提供
- 高等学校等への進学機会と就労の選択肢の提供



県立夜間中学(ナイト・スクール・プログラム)の設置(令和5年4月開校)

設置する県立夜間中学(ナイト・スクール・プログラム)の概要

対 象 生 徒	静岡県在住の15歳以上で、日本人は①、外国人は①・②の両方を満たす人 ①日本や海外において9年間の義務教育を修了していない人又は実質的に受けられないまま卒業した人 ②在留カード所持者で在留資格が留学ではない人
設 置 規 模	2教場 ・本 校：天平のまち3階内(磐田市中泉1丁目) ・分教室：静岡県立三島長陵高等学校6階内(三島市文教町1丁目)
開 校 手 法	年次進行で開設（開校年度は第1学年のみ）
学 級 編 制	静岡式35人学級編制による
学 区	全区1区
学 習 の 特 徴	本校・分教室間で遠隔教育を実施し、ICTを活用した学びを展開
給 食	なし（ただし、校内で食事をとる時間を確保）
本 人 負 担	授業料、教科書代、入学検定料、入学料は徴収しない 教材費等は実費を本人負担